

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

令和 8 年 4 月

1. 変更の趣旨

「令和 8 年度税制改正の大綱」（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）を踏まえ、国家戦略特区に係る課税の特例措置の期限について、所要の変更を行うもの。

2. 変更の内容

下記の課税の特例措置について、適用期限の延長を行う。

ア 国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置

国家戦略特区内において、「国際」・「医療」分野における認定区域計画に定められた特定事業を行うために、機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

⇒適用期限を 2 年間延長（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

イ 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除

国家戦略特区内において、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「IoT」・「医療」分野における新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業を行うスタートアップ企業等について、事業所得の控除ができる制度。

⇒適用期限を 2 年間延長（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）